〇総務省告示第三百五十四号

定 \Diamond る に 無 線 技 基 術 づ 局 基 き 免 許 準 平 手 に 成 続 相 当 + 規 す 五. 則 る 年 技 総 昭 術 務 和 基 省 準 告 + に 五. 示 年 適 第 三 電 合 す 波 百 監 る 兀 事 + 理 委 実 兀 を 号 員 定 会 $\overline{}$ 規 \Diamond 外 則 る 玉 第 件 \mathcal{O} + 無 五. 線 \mathcal{O} 号 局 部 等 第 を \mathcal{O} 三 次 無 + \mathcal{O} 線 設 条 ょ う 備 \mathcal{O} に が 第 改 電 波 正 項 す 法 第 る 第 三 六 号 章 に \mathcal{O} 定 規

令和五年十月十二日

象 線 定 次 規 を \mathcal{O} \bigcirc 定 表 付 傍 と 線 に L L た を ょ 付 り 7 規 移 定 L 動 た 改 以 部 正 L 下 分 前 改 欄 \mathcal{O} ょ 12 正 対 後 象 う 掲 欄 規 げ に に 定 る 改 掲 _ 規 \Diamond げ 定 と る 改 \mathcal{O} 11 う 傍 正 対 象 線 前 規 欄 を 定 付 は 及 で U L 改 改 た 改 部 正 正 正 前 前 後 分 を 欄 欄 欄 ک に に に ک 掲 対 れ n げ 応 に に る 順 L 対 対 次 7 応 掲 対 象 総 す 規 応 務 げ る 定 る す 大 そ 臣 t る を \mathcal{O} 改 改 \mathcal{O} を 標 正 鈴 正 掲 後 記 後 木 げ 欄 部 欄 7 分 に に 淳 1 掲 に 撂 司 $\stackrel{\frown}{-}$ な げ げ る 1 重 る

傍

規

ŧ

 \mathcal{O}

は

 \mathcal{L}

れ

を

加

え

る

0

対

備考 表中の []の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	[二・三 略] [二・三 同上] [(表示) 略]	する技術基準 - 基準 施行規則第十五条の三第五号頃に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第五項に規定 4 施行規則第十五条の三第五号頃に掲げる規格する技術基準 基準	4 施行規則第十五条の三第五号傾に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第四項に規定 3 施行規則第十五条の三第五号傾に掲げる規格 設 規定する技術基準 規定する技術基準 2 施行規則第十五条の三第五号(6)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十三の三第一号に [新設]	海	。 「見到的」によりに移立から見外して場所ら見外、と背見到的日子によりにはいて連用しようとする外国の無線設備に次の表示が付されているものであることとすにおいて運用しようとする外国の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当するに係るものに限る。以下同じ。)の包括免許人が法第百三条の六第一項の規定に基づき本邦次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局(法第二十七条の二第一号に掲げる無線) [同上]	
		規則第四十九条の二十四第五項の技	設備規則第四十九条の二十四第四項の技術	設備規則第四十九条の二十三の二の技術基設備規則第四十九条の二十三の二の技術基		